

○高松市建築物における駐車施設の附置に関する条例

昭和56年9月29日

条例第40号

注 令和7年12月から改正経過を注記した。

高松市建築物における駐車施設の附置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）の規定に基づき、建築物における自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）の附置及び管理について必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 駐車場整備地区 法第3条第1項に規定する駐車場整備地区をいう。
- (2) 特定用途 劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、キャバレー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場及び共同住宅をいう。
- (3) 非特定用途 特定用途以外の用途をいう。
- (4) 特定部分 特定用途に供する部分のある建築物で、特定用途に供する部分をいう。
- (5) 非特定部分 非特定用途に供する部分のある建築物で、非特定用途に供する部分をいう。

(令7条例64・一部改正)

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第3条 駐車場整備地区内において、次の表の(1)の項に掲げる用途に供する建築物で、延べ面積（駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。以下この条並びに次条第1項及び第2項に

において同じ。)が同表の(2)の項に掲げる規模のものを新築しようとする者は、当該建築物の延べ面積が同表の(3)の項に掲げる面積を超える部分の面積を同表の(4)の項に掲げる面積で除して得た数値(小数点以下の端数は切り上げる。)の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(1)	建築物の全部を特定用途に供するもの	建築物の全部を非特定用途に供するもの
(2)	2,000平方メートルを超えるもの	3,000平方メートルを超えるもの
(3)	2,000平方メートル	3,000平方メートル
(4)	600平方メートル(共同住宅の用途に供するものについては、800平方メートル)	800平方メートル

2 駐車場整備地区内において、特定部分及び非特定部分を有する建築物であって、延べ面積が3,000平方メートルを超えるもの又は特定部分の延べ面積が2,000平方メートルを超えるものを新築しようとする者は、次に掲げる台数のうちいずれか多い台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(1) 当該建築物の全部を非特定用途に供する建築物とみなして前項の規定を適用して算定した駐車施設の台数

(2) 当該建築物の特定部分の延べ面積を当該建築物の延べ面積として、当該建築物の全部を特定用途に供する建築物とみなして前項の規定を適用して算定した駐車施設の台数

3 前2項の規定は、市長が特に駐車施設を附置する必要がないと認めるものについては、適用しない。

(令7条例64・一部改正)

(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第3条の2 駐車場整備地区内において、特定部分の延べ面積及び戸数(共同住宅の用途に限る。以下この条において同じ。)が2,000平方メートル及び50戸を超える建築物を新築しようとする者は、百貨店その他の店舗の

用途に供する部分にあつてはその床面積を3,000平方メートルで、事務所の用途に供する部分にあつてはその床面積を5,000平方メートルで、倉庫の用途に供する部分にあつてはその床面積を1,500平方メートルで、特定用途（百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び共同住宅を除く。）に供する部分にあつてはその延べ面積を4,000平方メートルで、共同住宅の用途に供する部分にあつてはその戸数を100戸でそれぞれ除して得た数値を合計した数値（小数点以下の端数は切り上げる。）の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該建築物の特定部分の延べ面積が6,000平方メートルに満たないときは、合計した数値に次の式により算出して得た数値を乗じて得た数値を当該合計した数値とみなして、同項の規定を適用する。

$$1 - \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{特定部分の延べ面積}}{2 \times \text{特定部分の延べ面積}}$$

- 3 前2項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。
- 4 第1項及び第2項の規定は、市長が特に荷さばきのための駐車施設を附置する必要がないと認めるものについては、適用しない。

（令7条例64・一部改正）

（大規模な事務所の特例に係る大規模低減）

第4条 前条の規定にかかわらず、床面積が1万平方メートルを超える事務所の用途に供する部分を有する建築物にあつては、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、1万平方メートルを超え5万平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、5万平方メートルを超え10万平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、10万平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じて得た面積の合計に1万平方メートルを加えた面積を当該用途に供する部分の床面積とみなして、前条の規定を適用する。

（令7条例64・一部改正）

（大規模な共同住宅の特例に係る大規模低減）

第4条の2 第3条の2の規定にかかわらず、戸数が400戸を超える共同住

宅の用途に供する部分を有する建築物にあっては、当該共同住宅の戸数のうち、400戸を超え800戸までの部分の戸数に0.5を、800戸を超える部分の戸数に0.25をそれぞれ乗じて得た戸数の合計に400戸を加えた戸数を当該共同住宅の戸数とみなして、同条の規定を適用する。

(令7条例64・追加)

(建築物の増築又は用途変更の場合の駐車施設の附置)

第5条 駐車場整備地区内において、建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更(以下「用途変更」という。)で、当該用途変更により特定部分が増加することとなるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号又は第15号に規定するものをいう。)をしようとする者は、当該増築又は用途変更後の建築物を新築した場合において第3条から前条までの規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築若しくは用途変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(令7条例64・一部改正)

(建築物が地区の内外にわたる場合)

第6条 建築物の敷地が駐車場整備地区とこれ以外の地域とにわたる場合は、当該敷地の最も大きい部分が属する地区又は地域に当該建築物があるものとみなして、第3条から前条までの規定を適用する。

(駐車施設の規模)

第7条 第3条又は第5条の規定により附置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条又は第5条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数(以下この項において「附置義務台数」という。)に0.3を乗じて得た台数(小数点以下の端数は切り上げる。)に係る自動車の駐車のために供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メート

ル以上とし、かつ、そのうち少なくとも次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上、有効高さ2.3メートル以上としなければならない。

(1) 附置義務台数が200以下の場合 当該台数に100分の2を乗じて得た数（小数点以下の端数は切り上げる。）

(2) 附置義務台数が200を超える場合 当該台数に100分の1を乗じて得た数（小数点以下の端数は切り上げる。）に2を加えた数

3 第3条の2から第5条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、有効高さ3.2メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものでなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

4 共同住宅においては、前項の規定にかかわらず、第3条の2から第5条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数に0.4を乗じて得た台数（小数点以下の端数は切り捨てる。）に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上とすることができる。

5 第3条又は第4条から第5条までの規定により附置しなければならない駐車施設において特殊の装置を用いる場合は、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する特殊の装置として国土交通大臣が認定したものと同等の安全性を有するものとし、第1項、第2項及び前項の規定は適用しない。

（令7条例64・一部改正）

（駐車施設の附置の特例）

第8条 第3条から第5条までの規定により駐車施設を附置すべき者が、当該建築物の構造又は敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合におい

て、当該建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物の敷地内に附置したものとみなす。

2 前項の規定により駐車施設を設けようとする者は、駐車施設の位置、規模等について、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

(届出)

第9条 第3条から第5条までの規定により駐車施設を附置すべき者は、当該駐車施設の位置、規模等について、あらかじめ市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更する場合も、同様とする。

(適用除外)

第10条 建築基準法第85条に規定する仮設建築物については、第3条から第5条までの規定は適用しない。

2 この条例の施行後新たに駐車場整備地区に指定された区域内において、当該地区に指定された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者については、第3条から第5条までの規定にかかわらず、当該地区の指定前の例による。

(駐車施設の管理)

第11条 第3条から第5条まで及び第8条の規定により附置し、又は設置した駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設の位置、規模等について、常時その目的に適合するよう管理しなければならない。

(立入検査等)

第12条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして建築物若しくは駐車施設に立入検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、提示しなければならない。

(措置命令)

第13条 市長は、第3条から第5条まで、第7条又は第11条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の附置、設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

(罰則)

第14条 前条の規定に基づく市長の命令に従わなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

2 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

3 第8条第2項又は第9条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月22日条例第3号)

この条例は、平成3年10月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月27日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の高松市建築物における駐車施設の附置に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に建築確認の申請をする者について適用し、同日前に建築確認の申請をした者については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月27日条例第49号)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 1 2 月 2 5 日 条例第 6 4 号）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から起算して 6 月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、改正後の第 3 条の 2 並びに第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定は適用しない。